

■建築物省エネ法に係る届出 提出書類

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第12条及び第13条の2関係)

- ◎ サイズ：A4又はA4折り
- ◎ 提出部数：正本1部、副本1部
- ◎ 建築物省エネ法に係る届出の提出書類は、表1に記載の書類
※法第19条4項または法附則第3条第5項の書類の提出がある場合の提出書類は、表2に記載の書類
- ◎ 増改築の場合で、既存建築物部分にデフォルト値1.2を用いてモデル建物法で評価する場合は、既存部分に関する書類の提出は不要
- ◎ 評価書の添付がある場合は、表1の各種計算書の提出は不要

表1

適用	図書の種類	明示すべき事項	
非住宅部分・住戸部分共通	○届出書(又は通知書) (規則様式第二十二又は第二十四)	※ 様式第二面【4.備考】の欄に届出に係る「建物名称」を記載のこと	
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
	配置図	縮尺及び方位	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置	
	仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別及び寸法	
		エネルギー消費性能確保設備の種別	
	各階平面図	縮尺及び方位	
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	
		壁の位置及び種類	
		開口部の位置及び構造	
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
	用途別床面積表	用途別の床面積	
	立面図	縮尺	
		外壁及び開口部の位置	
		エネルギー消費性能確保設備の位置	
	断面図又は矩形図	縮尺	
		建築物の高さ	
		外壁及び屋根の構造	
		軒の高さ並びに軒及びひさしの出	
小屋裏の構造			
各階の天井の高さ及び構造			
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造			
各部詳細図	縮尺		
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法		
各種計算書	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容		

適用	図書の種類	明示すべき事項	
非住宅部分	機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種類、仕様及び数
		空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
		照明設備	照明設備の種類、仕様及び数
		給湯設備	給湯器の種類、仕様及び数
			太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 節湯器具の種類及び数
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、仕様及び数	
	仕様書	昇降機	昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
	系統図	空気調和設備	空気調和設備の位置及び連絡先
		空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連絡先
		給湯設備	給湯設備の位置及び連絡先
		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の位置及び連絡先
	各階平面図	空気調和設備	縮尺
			空気調和設備の有効範囲
			熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
		空気調和設備以外の機械換気設備	縮尺
			給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
		照明設備	縮尺
			照明設備の位置
		給湯設備	縮尺
	給湯設備の位置		
	配管に講じた保温のための措置 節湯器具の位置		
	昇降機	縮尺	
		位置	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	縮尺	
		位置	
制御図	空気調和設備	空気調和設備の制御方法	
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法	
	照明設備	照明設備の制御方法	
	給湯設備	給湯設備の制御方法	
	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の制御方法	

適用	図書の種類	明示すべき事項
住戸部分	空気調和設備	空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
	機器表 給湯設備	給湯器の種類、位置、仕様、数及び制御方法
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
		節湯器具の種類、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法	

表2 法第19条4項または法附則第3条第5項の書類の提出がある場合の提出図書

適用	図書の種類	明示すべき事項
非住宅部分・住戸部分共通	○届出書(又は通知書) (規則様式第二十二又は第二十四)	※ 様式第二面【4.備考】の欄に届出に係る「建物名称」を記載のこと
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
		壁の位置及び種類
		開口部の位置及び構造
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺
		外壁及び開口部の位置
	断面図又は矩計図	縮尺
建築物の高さ		
外壁及び屋根の構造		
軒の高さ並びに軒及びひさしの出		
小屋裏の構造		
各階の天井の高さ及び構造		
床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造		

表3 上記の他、提出を求める書類等

適用	図書等の種類	明示すべき事項
増改築の場合	既存建築物に係る、省エネ届出書の副本等の写し(デフォルト値1.2を用いないもの又は、H28.4.1以降に検査済証の交付を受けた建築物が対象)	既存建築物の部分に変更がない増改築の場合において、既存建築物の部分が省エネ基準に適合していることを示す直近の受付印の押印された省エネ届出書副本の写しの提出により、既存建築物の部分については表1の各書類に代えることとする (H28.3.31までに検査済証を交付を受けた建築物で既存部分にデフォルト値1.2を用いる場合は提出不要)

表4 下記の規定により建築物全体について認定通知書等の交付を受けた場合、届出不要

規定	認定通知書等
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第25条第2項	特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定書
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第9項	建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第10項	集約都市開発事業計画認定通知書
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第9項	低炭素建築物新築等計画認定通知書